

○国立大学法人金沢大学職員給与規程

(平成16年4月1日規程第2号)

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人金沢大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第33条の規定に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の給与については、それぞれ当該各号の規程に定める。

(1) 年俸制の適用を受ける教員のうち、平成31年3月31日以前に年俸制適用教員として学長が決定した者 国立大学法人金沢大学年俸制適用教員の給与等に関する規程

(2) 年俸制の適用を受ける教員(第1号及び第5号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、平成31年4月1日から令和4年5月31日までの間において、採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者並びに令和4年6月1日以降に採用され、学長が特に認めた者 国立大学法人金沢大学2号年俸制適用教員の給与等に関する規程

(3) 年俸制の適用を受ける職員(教員を除く。) 国立大学法人金沢大学年俸制適用職員の給与等に関する規程

(4) 専門業務職員 国立大学法人金沢大学専門業務職員の給与等に関する規程

(5) 年俸制の適用を受ける教員(第1号及び第2号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、原則として、令和4年1月1日以降に国立大学法人金沢大学教育職員人事規程第8条の規定により学長の承認を得て令和4年4月1日以降に採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者 国立大学法人金沢大学第3の年俸制適用教員の給与等に関する規程

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令等の定めるところによる。

第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 職員の本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬として、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

3 職員(就業規則第19条に定める職員(以下「再雇用職員」という。))及び外国人研究員を除く。)の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特別拠点手当、共同研究業績手当、高度技術手当、医療体制支援手当、幼児教育体制支援手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、オンコール手当、管理職特別勤務手当、本給の調整

額，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，教職調整額，期末手当及び勤勉手当とする。

- 4 再雇用職員の諸手当は，管理職手当，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，特別拠点手当，共同研究業績手当，時間外・休日労働手当，夜間勤務手当，本給の調整額，期末手当及び勤勉手当とする。
- 5 外国人研究員の諸手当は，地域手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給，扶養手当，管理職手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当（資格取得手当，専門看護師手当，認定看護師手当，手術部看護業務手当及び国際連携強化教員手当に限る。），特別拠点手当，共同研究業績手当，高度技術手当，医療体制支援手当，幼児教育体制支援手当，本給の調整額，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当及び教職調整額は，その月の月額を原則として毎月17日（以下この項から第3項までにおいて「支給日」という。）に支給する。

- 2 特殊勤務手当（前項に掲げる特殊勤務手当を除く。），時間外・休日労働手当，夜間勤務手当，オンコール手当及び管理職特別勤務手当は，その月の分を原則として翌月の支給日に支給する。
- 3 支給日が日曜日に当たるときは，支給日の翌日（その日が休日（就業規則第50条第2号に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは，支給日の翌々日）に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に，支給日が休日に当たるときは，支給日の翌日に支給する。
- 4 期末手当及び勤勉手当は，6月30日及び12月10日（この項において「支給日」という。）に支給する。支給日が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

(本給表の種類及び適用範囲)

第5条 本給表の種類は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表(別表第1(1))
    - イ 一般職本給表(一)
    - ロ 一般職本給表(二)
  - (2) 教育職本給表(別表第1(2))
    - イ 教育職本給表(一)
    - ロ 教育職本給表(二)
    - ハ 教育職本給表(三)
  - (3) 医療職本給表(別表第1(3))
    - イ 医療職本給表(一)
    - ロ 医療職本給表(二)
- 2 前項の本給表は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める職員に適用する。
- (1) 第1号イ 事務職員及び技術職員
  - (2) 第1号ロ 自動車運転手，調理師，動物飼育員，実験助手，作業員及び看護助手等(第6号及び第7号に掲げる者を除く。)の業務に従事する者
  - (3) 第2号イ 教授，准教授，講師，助教，助手及び外国人研究員
  - (4) 第2号ロ 人間社会学域学校教育学類(以下「学校教育学類」という。)附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭

- (5) 第2号ハ 学校教育学類附属の幼稚園，小学校及び中学校に勤務する校長，園長，教頭，主幹教諭，教諭及び養護教諭
  - (6) 第3号イ 薬剤師，栄養士，診療放射線技師，臨床検査技師，衛生検査技師，臨床工学技士，視能訓練士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，歯科技工士，救急救命士及びその他医療技術職員(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)
  - (7) 第3号ロ 保健師，助産師，看護師及び准看護師(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)
- 3 第1項の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は，別に定める。
  - 4 再雇用職員の本給月額，その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額のうち，その者の属する職務の級に応じた額とする。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者(以下「採用者」という。)の初任給は，その者の学歴，免許，資格，職務経験等を考慮し決定するものとする。

- 2 採用者の職務の級は，その職務に応じ，かつ，別に定める在級期間表等に従い決定するものとする。
- 3 前項により職務の級が決定された者の号給は，その決定された職務の級の号給が別表第2に掲げる初任給基準表に定められているときは当該号給を，当該職務の級の号給が同表に定められていないときは別に定める号給を基礎に，職務経験等を考慮して決定する。
- 4 その他初任給に必要な事項は，別に定める。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達したものは，その者の資格及び職責に応じて，1級上位に昇格することがある。ただし，育児支援等事務職員及び再雇用職員を除く。

- 2 前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給の決定については，別に定める。
- 3 その他昇格に必要な事項は，別に定める。

(降格)

第8条 職員が就業規則第9条の規定により降任した場合は，当該職員を下位の級に降格させることがある。

- 2 前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給の決定については，別に定める。
- 3 その他降格に必要な事項は，別に定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は，昇給日以前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて，行うものとする。ただし，教育職本給表(一)の適用を受ける者にあつては，原則として直近の教員評価結果に応じて行うものとし，昇給への反映等に関する必要な事項は国立大学法人金沢大学教員評価結果の昇給等への反映に関する規程に定める。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(その職務の級が次の各号に定める級以上である職員(以下「特定職員」という。)にあつては，3号給)とすることを標準として，前項に規定する職員の勤務

成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。

- (1) 一般職本給表(一)7級
  - (2) 教育職本給表(一)5級
  - (3) 医療職本給表(一)7級
  - (4) 医療職本給表(二)6級
- 3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員及び次項に規定する職員を除く。)に関する前項の適用については、同項中「4号給(その職務の級が次の各号に定める級以上である職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 57歳(教育職本給表(一)の適用を受ける職員は、60歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する職員の勤務成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。
- 6 その他昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給日)

第9条の2 前条に規定する昇給の日は、毎年1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第10条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に学長が必要と認める場合には、昇給させることがある。

- 2 その他この条に規定する昇給に必要な事項は、別に定める。

(特別の場合の昇給の時期)

第11条 前条に規定する昇給の時期は次の各号に定める日とする。

- (1) 生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 職員が危篤又は著しい障害の状態となった日
- (2) その他特に学長が必要と認める場合 その都度定める日

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける者でその職務の級が9級以上であるもの(以下「般(一)9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(年齢に達する日とは、誕生日の前日をいう。以下同じ。)
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円

(教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者, 一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者(以下「教(一)5級職員等」という。))にあっては, 3,500円), 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額, 前項の規定にかかわらず, 5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては, 扶養親族たる子に限る。)がある場合, 般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員になった職員に扶養親族たる配偶者, 父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては, その職員は, 直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者, 父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が, 満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により, 扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者, 父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)なお, 事実が生じた日については, 職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日(郵便等の通知の場合は, 同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし, 単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。)とする。
  - (3) 扶養親族たる子, 父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
  - (4) 扶養親族たる子, 父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は, 新たに職員となった者に扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては, 扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日, 般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者, 父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となった日, 職員に扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては, 扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは, その日の属する月)から開始し, 扶養手当を受けている職員が退職し, 解雇され, 又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し, 解雇され又は死亡した日, 般(一)9級以上職員以外の職員から般(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者, 父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となっ

た日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
  - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある般（一）9級以上職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある教（一）5級職員等が教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員以外の職員となった場合
  - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る者がある職員で般（一）9級以上職員以外のものが般（一）9級以上職員となった場合
  - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員以外のものが教（一）5級職員等となった場合
  - (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職手当）

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額を、別表第5に定める額とする。
- 3 その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第14条 地域手当は、次の表に掲げる地域に勤務する職員に支給する。

支給地域	支給割合
石川県内	100分の3
東京都のうち特別区	100分の20
愛知県名古屋市	100分の15

- 2 地域手当の月額は、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額の合計額（以下この条において「本給等の合計額」という。）に、前項の

表に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 3 別に定める支給地域に在勤する国家公務員，地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員(以下「公庫等職員」という。)が，その在勤する地域を異にして引き続き職員となった場合(当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。)において，当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた機関が定める支給割合(ただし，その支給割合が6月を超える期間受けていない場合にあっては，当該異動の前日から6月遡った日の前日までの間において受けていた最も低い支給割合をいい，当該地域に係る別に定める支給割合を超える場合は，別に定める支給割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは，当該職員には，当該異動の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合(異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては，当該改定後の異動後の支給割合)以下となるときは，その以下となる日の前日までの間)，本給等の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし，当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に勤務する地域を異にして異動した場合及び当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた機関において当該機関への異動に伴う異動保障に係る地域手当の支給が2年を経過していないこととなる場合における当該職員に対する地域手当の支給については，別に定める。
  - (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては，当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)
  - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 その他地域手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合において，当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定める方法により算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって，通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は，当該職員には，当該異動等の日から3年を経過する日までの間，本給，本給の調整額，扶養手当，管理職手当及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額広域異動手当を支給する。ただし，当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動等が予定されている場合は，この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
  - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
  - 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
  - 4 公庫等職員から引き続き職員に採用され、第1項の規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前3項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
  - 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
  - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
    - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
      - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
      - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額



(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 その他住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額とする。ただし、平均1週当たりの勤務日数(日に満たない端数は切り捨てる。)が5日未満の職員にあっては、その額に1週当たりの勤務日数を5で除した割合を乗じて得た額とする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
ヘ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
ト	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
チ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
リ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
ヌ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
ル	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
ヲ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ワ	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額(その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 第1項第1号又は第1項第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島等に所在する勤務箇所での通勤のため、当該島への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しない者とした場合における前3項の規定による額

4 通勤手当は、前2項の規定による額を支給単位期間の月数で除した額を1月毎に支給する。

5 この条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる交通機関等又は橋等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は橋等 当該普通交通機関等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は橋等 1箇月

(3) 自動車等 1箇月

6 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第17条 勤務箇所を異にする異動(出向の場合を含む。)又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。)その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

距離区分	加算額
100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

3 公庫等職員から引き続き職員に採用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別拠点手当)

第18条の2 金沢大学学則第14条第2項に定めるナノ生命科学研究所に所属（併任を含む。）する職員には、業務の国際性及び特殊性に鑑み、ナノ生命科学研究所長（以下この条において「所長」という。）の業績評価に基づき、特別拠点手当を支給することができるものとする。ただし、所長の業績評価は、外部評価委員会の評価を踏まえ、学長が行うものとする。

2 その他特別拠点手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究業績手当)

第18条の3 共同研究業績手当は、金沢大学共同研究取扱規程第3条第1項第2号及び第3号の規定に基づき企業等が負担する共同研究を担当する教員の人件費の額の範囲内で、当該共同研究を担当する教員に支給することができるものとする。

2 その他共同研究業績手当に関し必要な事項は、別に定める。

(高度技術手当)

第18条の4 高度技術手当は、高度な技術を有する者として、金沢大学総合技術部高度技術職員認定制度に関する規程第4条の規定によりエバンジェリスト、マイスター及び高度技術専門職員（以下「高度技術専門職員等」という。）に認定された技術職員に支給する。

2 高度技術手当の月額は、次の各号に定める額とする。

(1) エバンジェリスト及びマイスター 本給の月額に100分の14の割合を乗じて得た額

(2) 高度技術専門職員

ア 1級 5,000円

イ 2級 3,000円

ウ 3級 1,000円

3 高度技術手当は、高度技術専門職員等に認定された年度に限り支給する。

4 その他高度技術手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医療体制支援手当)

第18条の5 附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に、当分の間、医療体制支援手当を支給する。

(1) 一般職本給表（一）適用職員のうち、国立大学法人金沢大学職員任免規程別表に規定する医療ソーシャルワーカーの職にある者

(2) 医療職本給表（一）及び医療職本給表（二）適用職員

2 医療体制支援手当の額は、月額8,000円とする。

3 その他医療体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(幼児教育体制支援手当)

第18条の6 学校教育学類附属の幼稚園に勤務する教育職本給表（三）適用職員に、当分の間、幼児教育体制支援手当を支給する。

2 幼児教育体制支援手当の額は、月額9,000円とする。

3 その他幼児教育体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外・休日労働手当)

第19条 就業規則第46条に規定する勤務時間(短時間再雇用職員及び就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))にあっては当該職員の1週間当たりの勤務時間をいい、以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たり

の給与額に100分の125の支給割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜時間」という。))である場合は、100分の150の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第13条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず就業規則第50条に規定する休日(以下「休日」という。同規則第51条の規定により割り振られた休日及び同規則第52条第1項に規定する代休日を含む。)において、勤務することを命ぜられた職員には、その勤務(同規則第51条の規定により勤務を命じられた場合を除く。)した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100分の160の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第13条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。
- 3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間を超える勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分(以下「1日の所定労働時間数」という。)に達するまでの間、及びその勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が就業規則第46条に定める時間に達するまでの間の勤務に対しては、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100の支給割合(その勤務が深夜である場合は、100分の125の支給割合)を乗じて得た額を支給する。
- 4 前項までに規定する時間外・休日労働手当を支給する勤務の時間(前項に規定する100分の100の支給割合の対象となった勤務時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項及び前項の支給割合に100分の25を加算した支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 5 その他時間外・休日労働手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(夜間勤務手当)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 2 その他夜間勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、これに対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当の月額、初任給調整手当の月額、義務教育等教員特別手当の月額、特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の月額、特別拠点手当の月額、高度技術手当の月額、医療体制支援手当の月額及び幼児教育体制支援手当の月額の合計額を1月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、第18条に規定する特殊勤務手当(ただし、別に定める手当に限る。)を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の平均所定労働時間数で除した額)を前項の規定による額に加算した額とする。
- 3 第1項の本給の月額とは、第24条の規定による本給の調整額及び第27条の規定による教職調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときで

も、本来受けるべき本給の月額とする。

- 4 第1項の地域手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいい、広域異動手当の月額とは、同項の本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。
- 5 第1項の1月の平均所定労働時間数とは、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における休日の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とし、1時間未満の端数を生じたときは、これを切捨てるものとする。

(オンコール手当)

第22条 オンコール手当は、附属病院に勤務する教育職本給表(一)適用職員、臨床工学技士及び診療放射線技師（以下この条において「医師等」という。）が、夜間又は休日若しくは就業規則別表第3第15号に掲げる夏季一斉休業が実施される日に救急患者等の診療のため、自宅等で待機を命ぜられた場合に支給する。

- 2 オンコール手当の額は、次の各号に定める額とする。
  - (1) 教育職本給表(一)適用職員 待機1回につき15,000円
  - (2) 臨床工学技士及び診療放射線技師 待機1回につき1,500円(ただし、休日は1,000円)
- 3 オンコール手当には、第19条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、待機を命ぜられた医師等が救急患者等の診療業務に従事した場合、当該従事した時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、オンコール手当の額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。

(管理職特別勤務手当)

第23条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職特別勤務手当の額は、別表第5に掲げる職務区分に応じ、勤務1回につき次に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 第1項に規定する場合

- |   |          |         |
|---|----------|---------|
| イ | I種適用職員   | 10,000円 |
| ロ | II種適用職員  | 8,500円  |
| ハ | III種適用職員 | 7,000円  |
| ニ | IV種適用職員  | 6,000円  |
| ホ | V種適用職員   | 5,000円  |
| ヘ | VI種適用職員  | 4,500円  |
| ト | VII種適用職員 | 4,000円  |

(2) 第2項に規定する場合

- イ I種適用職員 5,000円
- ロ II種適用職員 4,300円
- ハ III種適用職員 3,500円
- ニ IV種適用職員 3,000円
- ホ V種適用職員 2,500円
- へ VI種適用職員 2,000円
- ト VII種適用職員 1,500円

4 その他管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(本給の調整額)

第24条 本給の調整額は、別表第6(1)適用区分表(以下次項において「適用区分表」という。)に掲げる職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第6(2)調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が本給月額 $\times$ 100分の4.5を超えるときは、本給月額 $\times$ 100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 $\times$ 100分の2.5を超えるときは、本給月額 $\times$ 100分の2.5に相当する額とする。

3 その他本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる部局に所属する教育職本給表(一)の適用を受ける職員で、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するものに医師免許又は歯科医師免許(以下「医師免許等」という。)取得後35年以内の期間支給する。

- (1) 医薬保健研究域
- (2) 附属病院
- (3) がん進展制御研究所
- (4) 保健管理センター
- (5) 疾患モデル総合研究センター(アイソトープ総合研究施設に限る。)
- (6) 前号までに掲げる所属以外のうち学長が特に認めた場合

2 初任給調整手当の月額は、医師免許又は歯科医師免許取得後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。ただし、年数の算定については、医師免許等を取得した年を1年目とし、その年の4月1日から起算する。

3 初任給調整手当は、第37条の規定により給与が減額される場合でも減額されない。

(義務教育等教員特別手当)

第26条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する本給表、職務の級及び号給の別に応じて、別表第8に掲げる額とする。ただし、前項に規定する職員のうち幼稚園に勤務する者にあつては、その者の属する職務の級及びその者の受ける号

給に対応する別表第8に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。

(教職調整額)

第27条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額は、教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の1級又は2級である者には、その者の本給月額額の100分の4に相当する額を支給する。
- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。
- 4 教職調整額には、第19条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、教職調整額の支給を受ける者が、正規の勤務時間を超えて勤務した場合、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、教職調整額の支給額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。
- 6 その他教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第28条及び第29条 削除

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員(第3項に規定する職員を除く。)に対して、それぞれ第4条第2項に定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)(以下「期末手当基礎額」という。)を基礎として、次表に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第9(3)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

基準日	職員区分ごとの期別支給割合		
	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員
6月1日	100分の120	100分の100	100分の67.5
12月1日	100分の120	100分の100	100分の67.5

\* 特定幹部職員とは、一般職本給表(一)7級以上、教育職本給表(一)5級及び医療職本給表(二)6級以上で、管理職手当支給細則第2条に規定する職務区分のI種の職員をいう。



- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。
- (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
- イ 就業規則第12条第1項第1号、第3号から第7号、第9号及び第10号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
  - ロ 就業規則第12条第1項第2号の規定により休職にされている職員
  - ハ 就業規則第12条第1項第8号に規定に該当して休職されている職員
  - ニ 就業規則第65条により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(年次休暇、特別休暇、病気休暇、業務上傷病休職等は含む。)がない職員
  - ホ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当し、出勤停止にされている職員
  - ヘ 就業規則第66条の2の規定により休業している職員
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
- イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であった者
  - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員に限る。)となった者
  - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(ロに掲げる者を除く。)又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等に限る。)
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第20条の規定により解雇された場合(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第72条の規定により懲戒解雇された場合
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
- (4) 第5項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることがある。
- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第7項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、第8項の処分説明書を受領した日の翌日以降、一時差止処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 9 その他期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(別表第9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として、別表第10(1)に定める勤務成績に応じた成績率を乗じた額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職区分に応じて別表第10(2)に定める勤務期間別支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定による勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 第31条第1項に規定する職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉

手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(前条に規定する特定幹部職員(以下同じ。))にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 就業規則第12条に該当する職員(就業規則第12条第1項第1号のうち業務上の事由に起因する場合及び就業規則第12条第1項第3号に該当する者を除く。)

ロ 就業規則第65条に該当する職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない職員

ハ 就業規則第72条第2項第3号に該当する職員

ニ 就業規則第66条の2の規定に該当する職員

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であった者

ロ 第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる者

5 前条第4項から第8項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。

6 その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第32条 削除

(休職者の給与)

第33条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第12条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職した場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職した場合には、その休職期間は給与を支給しない。

3 前項の定めにかかわらず、休職期間中の1年以内(就業規則第13条第2項及び第3項の規定により休職期間を通算する場合は、通算した休職期間において1年以内)の期間に限り、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額及び期末手当の100分の80以内を支給することができる。ただし、国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)第66条に定める傷病手当金又は文部科学省共済組合法第24条に定める傷病手当附加金の支給がある間は、支給しない。

4 職員が就業規則第12条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

5 就業規則第12条第1項第3号に規定する期間については、その休職期間中、給与の全額を支給する。

6 就業規則第12条第1項第4号に規定する期間については、給与を支給しない。

7 就業規則第12条第1項第5号又は第9号により休職した場合には、その休職期間

中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、第9号の規定に該当して休職した場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給する。

- 8 就業規則第12条第1項第6号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 9 就業規則第12条第1項第8号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 10 職員が休職(前9項の休職を除く。)を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、学長が定める。
- 11 第3項、第4項及び第7項の規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 12 第2項又は第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、同条各項の期末手当を支給する。ただし、第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる職員には、支給しない。

(国際機関等への派遣職員の給与)

第34条 就業規則第12条第1項第7号に規定する職員(以下「派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと学長が認めるときは、次の各号に掲げるとおり支給する。

- (1) 派遣期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における職員の本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の月額の合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)との合計額(以下「報酬等の月額」という。)が、職員としての給与と在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額(派遣先機関から住居が無料で貸与されないときは、当該合計額に在外公館に勤務する外務公務員に支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合には、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合に応じ、次の表に定める支給割合とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5から100分の9まで	100分の75
100分の10から100分の14まで	100分の80
100分の15から100分の19まで	100分の85
100分の20から100分の24まで	100分の90
100分の25から100分の29まで	100分の95
100分の30以上	100分の100

- (2) 前号において、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当、配偶者手当及び住居手当の月額とは、当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に基づき支給されることとなるこれらの給与の額をい

う。なお、算出に当たっては、在勤基本手当の号の適用に関する規則(昭和62年外務省令第6号)の別表を次の表のとおり読み替えて適用するものとする。

号	一般職(一)	教育職(一)	教育職(二) 教育職(三)	医療職(一)	医療職(二)
1号	9級以上	5級以上	4級以上	8級以上	6—21以上
2号	7級以上	4—13以上	3—5以上	7級以上 6級以上	6級以上
3号	6級以上	4級以上	3級以上	5級以上	5—5以上
4号	5級以上		2—49以上		5級以上
5号	4級以上	3—5以上	2—41以上	4—5以上	4—9以上
6号	3級以上	3級以上 2—13以上	2—25以上	4級以上 3—5以上	4級以上 3—9以上
7号	2級以上	2級以上	2—9以上	3級以上 2—9以上	3級以上 2—21以上
8号	1級以上		2級以上	2級以上	2級以上

注) 教育職(一)4—13以上とは、4級13号給以上ということを表す。

- (3) 第1号の適用に当たって、給与の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし、この場合における換算は、当該職員の派遣の日の前日の為替相場によるものとする。ただし、第1号に掲げる支給割合の区分に影響のない場合は、7日前程度までの相場とすることがある。
  - (4) 派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の給与の支給割合は、当該更新の日を派遣の日とみなし、前号により再決定するものとする。
  - (5) 第1号又は前号により決定された支給割合は、当該期間中は変更しないものとする。ただし、特別の事情により変更する必要があると学長が認めるときは、この限りではない。
- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が高いことその他の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不相当であると学長が認めるときは、同項本文の規定にかかわらず、当該職員に本給等のそれぞれ100分の70以内を支給すること又は給与を支給しないことがある。
  - 3 派遣職員(前項に規定する職員を除く。)の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当である(第1項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められる場合)ときは、第1項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
  - 4 派遣期間中の給与の支払は、あらかじめ職員の指定する者(職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。)に対して支払うことがある。
  - 5 第1項及び前項についての申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし、必要に応じ関係資料を添付するものとする。
    - イ 派遣職員の職種、氏名、職務の級及び号給並びに扶養親族の数及び続柄等
    - ロ 派遣先の機関の名称及び所在地
    - ハ 派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)

ニ 希望する給与の支給率及び申請の理由

ホ その他参考となる事項(独立行政法人国際協力機構(JICA)を経由する場合には、その旨を明記すること。)

へ 給与の支払をあらかじめ職員の指定する者に行う旨の書面による届出  
(育児休業等の給与)

第35条 就業規則第65条の規定により育児休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第30条及び第31条の規定による。
  - (2) 職員が就業規則第65条の規定により部分休業(以下「育児部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、第37条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 本給月額、その者の受ける本給表の級及び号給に応じた額に、その者の正規の勤務時間を同規則第46条に規定する勤務時間で除して得た数(次の号において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
  - (2) 第13条(管理職手当)、第18条の4(高度技術手当)、第24条(本給の調整額)、第25条(初任給調整手当)、の額は、それぞれの規定により得られる額に算出率を乗じて得た額とする。
  - (3) 第30条第2項の期末手当基礎額は、前2号を適用しないものとして得られる額とする。
  - (4) 第31条第2項の勤勉手当基礎額は、第1号及び第2号を適用しないものとして得られる額とする。
- 3 その他育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等の給与)

第36条 就業規則第66条の規定により介護休業をする職員の給与については、第37条第1項の規定にかかわらず、介護休業をしている期間給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第30条及び第31条の規定による。

- 2 職員が就業規則第66条の規定により部分休業(以下「介護部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 その他介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、休暇による場合及びその他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額(円位未満四捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項及び第35条第1項第2号並びに前条により給与を減額する場合の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の時間数の合計とする。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てる。

(本給の半減)

第37条の2 前条の規定にかかわらず、職員が傷病のため療養する必要があり、当該病気休暇等（就業規則第61条第4項第1号から第3号までに掲げる事由による病気休暇を除く。以下同じ。）の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1日の勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次頁において同じ。）につき、本給の半額を減ずる。

2 傷病が治癒し、同一傷病以外の病気休暇等が引き続いている場合（就業規則第61条第4項から第8項に規定する同一傷病における通算期間について準用する。）においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。

3 前2項の規定により、本給の半額が減ぜられた場合における地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額は、当該半減後の額とする。

(日割計算)

第38条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給月額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、特別拠点手当、高度技術手当、医療体制支援手当及び幼児教育体制支援手当の支給について準用する。

(端数計算)

第39条 第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外・休日労働手当又は夜間勤務手当並びに第35条から第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第40条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第41条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法第24条に基づく協定により職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与について自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 その他給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第42条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第43条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることがある。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年12月2日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 国立大学法人金沢大学職員就業規則の一部を改正する規則(平成16年規則第11号。以下「改正後の就業規則」という。)附則第2項の規定により、改正後の第3条の規定にかかわらず、次のとおり寒冷地手当を支給する。

(1) 寒冷地手当は、次の表に掲げる各年度の基準日(改正後の就業規則附則第2項に定めるものをいう。以下同じ。)における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。ただし、世帯等の区分に変更が生じたときは、平成16年12月2日(以下「旧基準日」という。)以降(改正後の就業規則附則第3項の適用を受けた者にあつては、平成17年2月28日以降)に支給された寒冷地手当の額のうち最も低い額の世帯等の区分と変更後の世帯等の区分とを当該変更後の基準日に適用した場合における支給額を比較して低い額の世帯等の区分とする。

年度	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のない職員	
平成16年度	19,560円	16,300円	9,820円	6,840円
平成17年度	19,560円	16,300円	9,820円	6,840円
平成18年度	11,560円	8,300円	1,820円	0円
平成19年度	5,560円	2,300円	0円	0円

(注)

イ 「職員」とは、改正後の就業規則附則第2項に該当する職員(以下「経過措置対象職員」という。)をいう。

ロ 「扶養親族」とは、第12条に規定する扶養親族であつて、かつ、同条の規定による届出がなされているものをいう。

ハ 扶養親族のある世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有するものをいう。

ニ 扶養親族のない世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有しないが、居住のため、1世帯を構成しているもの又は下宿、寮等の1部屋を専用しているものをいう。

(2) 経過措置対象職員が基準日において次のいずれかに該当するときは、前号



本文の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。

イ 月の初日から末日まで本邦外にある者(前号の表に掲げる世帯等の区分において、基準日に「扶養親族が3人以上ある職員」又は「扶養親族が1人又は2人ある職員」に該当する世帯主で当該扶養親族が本邦に居住するものを除く。)

ロ 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の職員

ハ 就業規則第12条第1項第1号及び第3号から第10号までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員

ニ 就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員

ホ 就業規則第65条の規定により休業している職員

ヘ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当して出勤停止にされている職員

ト 教育職員人事規程第15条第1項の規定により休業している職員

(3) 基準日に次に掲げる職員には、経過措置対象職員に準じて、それぞれ次に掲げる寒冷地手当額を支給する。

イ 旧基準日以降、交流職員等から引き続き職員に採用された者のうち、採用直前の機関において改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の適用を受ける地域又は官署(以下「旧寒冷地」という。)に在勤していた者で一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号。以下「改正後の給与法等」という。)附則第9項及びそれに相当する規程等の経過措置対象職員となっていた者(次に掲げる1)及び2)で算出される寒冷地手当額を比較して最も少なくなる寒冷地手当の額

1) 職員が基準日において、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地のうち、旧寒冷地における改正後の給与法等附則第9項から第16項までに規定する経過措置を適用したとしたならば算出される最も少なくなる額

2) 第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地で支給されたその者の寒冷地手当の額の最も低い額の世帯等の区分とする。)

ロ 旧基準日の前日に国立大学法人金沢大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤就業規則」という。)第2条に規定する日日雇用職員、医員及び医員(研修医)として在職し、旧基準日以降、引き続き職員に採用された者(3月30日に任期満了により退職し、同年4月1日に採用となった者を含む。)第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は、扶養親族のない世帯主又はその他の職員に限る。)

(4) 就業規則第12条第1項第1号及び第3号から第10号までの規定に該当して休職にされている経過措置対象職員のうち、給与の支給を受けている者の寒冷地手当の額は、第1号の規定による額にその者の本給の支給について用いられた割合を乗じて得た額とする。

(5) 経過措置対象職員が、次に掲げる場合に該当するときは、当該経過措置対象職員の寒冷地手当の額は、第1号に定める額を基準日のある月の現日数から就業規則第47条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

イ 基準日において第2号(イ)から(ト)までに掲げる職員(以下「支給対象外職員」という。)又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員

又は前号に該当する職員となった場合

- ロ 基準日において支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれかに該当する者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない職員となった場合
  - ハ 基準日において前号に該当する職員が、当該基準日の属する月の末日までの間に支給対象外職員となった場合
  - ニ 基準日において前号に該当する職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その者の本給の支給について用いられた割合が変更された場合
- 3 前項の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員が、基準日の属する月に第19条又は第20条による時間外・休日労働又は夜間勤務を行ったときは、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該寒冷地手当の支給月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52時間を乗じたもので除して得た額を加算して、第19条又は第20条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

改正 平成24年7月1日規程第1816号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(特定の職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。  
(号給の切替え)
- 3 切替日の前日において別表第1の各本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、別に定める場合を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別の定める職員にあっては、別に定める期間)に応じて、別に定める号給とする。  
(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え)
- 4 切替日の前日において別表第1の各本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、別に定める。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(切替日以降に初任給異動をした職員及び再雇用職員となった者を除く。)には、平成21年11月30日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(前項の権衡職員)

- 7 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 8 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

(本給の切替えに伴う経過措置による読み替え)

- 9 前条の規定による本給を支給される職員に関する第24条(本給の調整額)第2項、第26条(義務教育等教員特別手当)第2項及び第27条(教職調整額)第2項の適用については、各項目中「本給月額」とあるのは、「本給月額と平成18年4月1日施行附則第6項から第8項までの規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における昇給の号給数)

- 10 規程第9条に規定する昇給の号給数は、別表第4にかかわらず、平成19年1月1日から平成22年1月1日までにあっては、附則別表第2に掲げる号給数とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 11 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第7条又は第8条の規定を適用する。

(平成19年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 12 平成19年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の3」とあるのは、「100分の1」、「100分の18」とあるのは「100分の13」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 13 この規定の施行の際現に異動に係る改正前の第14条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規定による改正前の第14条第1項に定める支給地域に在勤する者が第14条第4項に規定する異動をした場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する第14条の規定の適用については、異動前の支給割合は調整手当の支給割合とする。

附則別表第1(附則第2項関係)

本給表	旧級	新級
一般職本給表 (一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級

	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級 10級
一般職本給表 (二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2(附則第10項関係)

昇給区分		A	B	C	D	E
平成20年1月から 平成22年1月まで	特定職員 (55歳未満 の者)	7	5	2	1	0
	一般職員 (特定職員 以外の職 員で55歳 未満の者)	7	5	3	1	0
	55歳以上 の職員(一 般職(二) 本給表適 用職員に あつては5 7歳以上)	3	2	1	0	0
平成19年1月	特定職員	5	3	1	0	0
	特定職員 の55歳以 上	2	1	0	0	0
		特に良好		良好	良好であると認め られない	
	一般職員	5		2	1又は0	
	一般職員 の55歳(一 般職(二) は57歳)以 上	2		0	0	

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 施行日前から引続き施行日以後同一の職務区分による改正後の第13条の規定による管理職手当を受けることとなる職員のうち、この規程による改正後の管理職手当の額が施行日の前日に受けている額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と施行日の前日に受けている額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項の規定は、交流職員等から引き続き職員となった場合で本学と同様の手当を受けていた者について、本学の職員との均衡上必要があると認められる場合に準用する。  
(平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 4 平成20年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の3」とあるのは、「100分の2」に、「100分の18」とあるのは「100分の14.5」とする。  
(広域異動手当に関する経過措置)
- 5 平成20年3月31日までの間については、給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 6 第14条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
- 7 施行日前から在職する助手のうち、施行日前に第24条の規定による大学院研究科に在学する学生の指導(以下この項で「学生の指導」という。)に常時従事することによる本給の調整額を受けていたことのある者で、施行日以後学生の指導に常時従事するものについては、学生の指導を行う助教に準じて本給の調整額を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、平成19年12月1日前に退職した者(同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を除く。)を除く。  
(平成19年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成19年12月期の勤勉手当は、改正後の規定にかかわらず、第31条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」に、「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」に、別表第10(1)アを次の表に読み替えて適用する。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	131.5%	105.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	113%	87.5%
勤務成績が良好な職員	94.5%	74.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	86%	66%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	71%	56%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	51%	46%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31%	36%

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
(平成21年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 平成21年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の18」とあるのは「100分の16」とする。

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 平成22年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の18」とあるのは「100分の17」とする。

附 則

- この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 平成21年6月に支給する期末手当の期別支給割合は、第30条第2項表中

6月1日	100分の140	100分の120	100分の75
------	----------	----------	---------

を

6月1日	100分の125	100分の110	100分の70
------	----------	----------	---------

とする。

- 平成21年6月に支給する勤勉手当の総額は、第31条第3項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは

「100分の40」とする。

- 4 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第10(1)成績率を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	116%	97%
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	99%	79.5%
勤務成績が良好な職員	82%	67%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	76%	61%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	63.5%	52%
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた職員	45.5%	43%
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分を受けた職員	27.5%	33.5%

イ 再雇用職員

区分	割合			
	特定幹部職員		その他の職員	
	6月期	12月期	6月期	12月期
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	45%	55%	35%	45%
勤務成績が良好な職員	40%	50%	30%	40%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	36%	45%	28%	37.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	31%	40%	25.5%	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた職員	22%	30%	21.5%	30%
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分を受けた職員	13.5%	20%	17%	25%

附 則

改正 平成24年7月1日規程第1816号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日(以下「切替日」という。)から施行する。

(本給に関する経過措置について)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、平成18年改正規程第618号第6項の規定による額に100分の99.76を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、平成22年11月30日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(管理職手当に関する経過措置について)

- 3 平成19年3月31日前から引き続き同一の職務区分の管理職手当を受ける職員で、その者の受ける管理職手当額が、平成19年改正規程第844号第2項の規定による額に100分の99.76を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、管理職手当の額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。

(平成21年12月期の期末手当の取扱いについて)

- 4 平成21年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表中「100分の130」とあるのは、「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」とする。

(平成21年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 5 平成21年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

- 6 平成21年12月に支給する再雇用職員以外の職員の勤勉手当の成績率は、別表第10(1)アの表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が100%未満の者を除く。)	129%	97%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が100%未満の者を除く。)	110.5%	79.5%
勤務成績が良好な職員	92%	67%
就業規則第73条の規定による訓告又は 嚴重注意を受けた職員	85%	61%
就業規則第72条第2項第1号の規定による 譴責処分を受けた職員	71%	52%
就業規則第72条第2項第1号の規定による 減給処分を受けた職員	51%	43%
就業規則第72条第2項第1号の規定による 出勤停止処分を受けた職員	31%	33.5%

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。



附 則

改正 平成24年4月1日規程第1788号 平成24年7月1日規程第1816号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1(2)イ教育職本給表(一)その2及び別表第5については、平成23年4月1日から適用する。  
(本給に関する経過措置について)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成24年6月30日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
  - (1) 平成21年12月1日において現行の国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第2項に掲げる職員であつた者((2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の99.59
  - (2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 100分の99.83
- 3 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)の給与等の支給に対する本給の額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該特定職員の本給月額(当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項によって得られる本給月額)に100分の98.5を乗じて得られる額とする。

本給表	職務の級
一般職(一)	6級
教育職(一)	5級
教育職(二)	4級
教育職(三)	4級
医療職(一)	6級
医療職(二)	6級

- 4 前項に該当することとなる特定職員に対する管理職手当の額は、別表第5に定める額に100分の98.5を乗じて得た額とする。
- 5 第3項の規定が適用される間、第31条第3項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で前項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(特定管理職員にあつては、100分の1.3125)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。  
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは

「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成22年12月期の期末手当の取扱いについて)

- 7 平成22年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表中「100分の137.5」とあるのは、「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。

(平成22年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 8 平成22年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とし、附則第5項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」とする。
- 9 平成22年12月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	115%	90%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	98.5%	73.5%
勤務成績が良好な職員	82%	62%
就業規則第73条の規定による訓告又は 嚴重注意を受けた職員	75%	56%
就業規則第72条第2項第1号の規定による 譴責処分を受けた職員	63%	48%
就業規則第72条第2項第2号の規定による 減給処分を受けた職員	45%	40%
就業規則第72条第2項第3号の規定による 出勤停止処分を受けた職員	28%	31%

イ 再雇用職員

区分	割合	
	6月期	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	40%	35%
勤務成績が良好な職員	35%	30%
就業規則第73条の規定による訓告又は 嚴重注意を受けた職員	32.5%	28%

就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	25.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%	21.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	15%	17%

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。  
(本給に関する経過措置について)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
  - (1) 平成21年12月1日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第1370号)附則第2項に掲げる職員であつた者 100分の99.1
  - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

(端数計算)

- 3 前項の規定により本給月額を支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年7月1日における号給の調整)

- 4 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下この項、次項及び第6項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年7月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(同日において30歳に満たない職員のうち、職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成25年4月1日における号給の調整)

- 5 平成25年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成26年4月1日における号給の調整)

- 6 平成26年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

- 7 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号給に応じた額に、第35条第2項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

(委任)

- 8 前項までに定めるもののほか、前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(本給に関する経過措置について)

- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

の間、本給月額のほか、平成26年3月31日におけるその差額に相当する額の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を本給として支給する。

(1) 平成21年12月1日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第1370号)附則第2項に掲げる職員であった者 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年3月1日から施行する。  
(平成26年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成26年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の75」とあるのは、「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは、「100分の102.5」とする。
- 3 平成26年12月に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。  
ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	139.5%	114.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	119.5%	94%
勤務成績が良好な職員	99.5%	79.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	91%	72%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	75%	61.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	53.5%	50.5%

就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31.5%	39%
----------------------------------	-------	-----

イ 再雇用職員

区分	割合	
	12月期	
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	43.5%	
勤務成績が良好な職員	37.5%	
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	34.5%	
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	31.5%	
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	26.5%	
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20.5%	

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成26年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成27年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

- この規程は、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。  
(本給の切替えに伴う経過措置について)
- 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（別に定める者を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第1480号）附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該本給に100分の98.5を乗じて得た額とする。  
(前項の権衡職員)
- 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があ

ると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

(本給の切替えに伴う経過措置による読み替え)

- 5 前3項の規定による本給を支給される職員に関する第27条第2項及び第35条第2項の適用については、「本給月額」とあるのは、「本給月額と前3項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 6 平成28年3月31日までの間については、第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と、「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

(広域異動手当に関する特例)

- 7 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第14条の2第1項第1号の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 8 切替日前に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第14条の2第1項第1号の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(単身赴任手当の経過措置)

- 9 平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、第17条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。  
(平成27年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成27年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の80」とあるのは、「100分の85」と、「100分の100」とあるのは、「100分の105」とする。
- 3 平成27年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

### ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割 合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	143%	118%

勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	122.5%	97%
勤務成績が良好な職員	102%	82%
就業規則第73条の規定による訓告 又は嚴重注意を受けた職員	93.5%	74%
就業規則第72条第2項第1号の規定 による譴責処分を受けた職員	77%	63.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定 による減給処分を受けた職員	54.5%	52%
就業規則第72条第2項第3号の規定 による出勤停止処分を受けた職員	32.5%	40.5%

イ 再雇用職員

区 分	割合
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	46.5%
勤務成績が良好な職員	40%
就業規則第73条の規定による訓告 又は嚴重注意を受けた職員	36.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定 による譴責処分を受けた職員	33.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定 による減給処分を受けた職員	28%
就業規則第72条第2項第3号の規定 による出勤停止処分を受けた職員	22%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成27年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成28年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
(本給の調整額に関する経過措置について)
- 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における本給の調整額については、別表6(1)の職員区分⑧の調整数欄中「1」とあるのは「2」と、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては「1.75」と、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「1.5」とする。



(義務教育等教員特別手当に関する経過措置について)

- 3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第8を次の表とする。

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

号給 級	1級	2級	3級	4級
1～4	3,900	5,000	10,100	13,500
5～8	4,100	5,200	10,400	13,800
9～12	4,200	5,500	10,700	14,100
13～16	4,400	5,800	11,100	14,400
17～20	4,700	6,000	11,400	14,800
21～24	4,900	6,200	11,700	15,100
25～28	5,100	6,600	11,900	15,300
29～32	5,400	7,100	12,200	15,500
33～36	5,600	7,400	12,600	15,800
37～40	5,800	7,700	12,900	15,900
41～44	6,100	8,300	13,200	
45～48	6,300	8,600	13,500	
49～52	6,600	8,900	13,700	
53～56	6,800	9,600	14,000	
57～60	7,000	9,900	14,200	
61～64	7,200	10,200	14,400	
65～68	7,400	10,500	14,600	
69～72	7,700	10,800	14,800	
73～76	7,900	11,100	14,900	
77～80	8,100	11,400	15,100	
81～84	8,200	11,600		
85～88	8,400	11,800		
89～92	8,500	12,200		
93～96	8,700	12,400		
97～100	8,800	12,600		
101～104	9,000	12,900		
105～108	9,100	13,100		
109～112	9,200	13,300		
113～116	9,200	13,400		

117～120	9,400	13,600		
121～124	9,500	13,700		
125～128	9,600	13,900		
129～132	9,700	14,000		
133～136	9,800	14,100		
137～140	9,900	14,100		
141～144	9,900	14,100		
145～148	10,100	14,100		
149～152	10,200			
153	10,300			

(2) 教育職本給表 (三) の適用を受ける者

(単位：円)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
1～4	3,900	4,200	8,400	13,500
5～8	4,100	4,500	8,800	13,800
9～12	4,200	4,700	9,100	14,100
13～16	4,400	5,000	9,800	14,400
17～20	4,700	5,200	10,100	14,800
21～24	4,900	5,500	10,400	15,100
25～28	5,100	5,800	10,700	15,300
29～32	5,400	6,000	11,100	15,500
33～36	5,600	6,200	11,400	15,800
37～40	5,800	6,600	11,700	15,900
41～44	6,100	7,100	11,900	
45～48	6,300	7,400	12,200	
49～52	6,600	7,700	12,600	
53～56	6,800	8,300	12,900	
57～60	7,000	8,600	13,200	
61～64	7,200	8,900	13,500	
65～68	7,400	9,600	13,700	
69～72	7,700	9,900	14,000	

73～76	7,900	10,200	14,200	
77～80	8,100	10,500	14,400	
81～84	8,200	10,800	14,600	
85～88	8,400	11,100	14,800	
89～92	8,500	11,400	14,900	
93～96	8,700	11,600	15,100	
97～100	8,800	11,800		
101～104	9,000	12,200		
105～108	9,100	12,400		
109～112	9,200	12,600		
113～116	9,200	12,900		
117～120	9,400	13,100		
121～124	9,500	13,300		
125～128	9,600	13,400		
129～132		13,600		
133～136		13,700		
137～140		13,900		
141～144		14,000		
145～157		14,100		

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第8を次の表とする。

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1～4	2,900	3,600	7,400	9,900
5～8	3,000	3,800	7,600	10,100
9～12	3,100	4,100	7,900	10,400
13～16	3,200	4,200	8,100	10,600
17～20	3,400	4,400	8,300	10,800

21~24	3,600	4,600	8,600	11,000
25~28	3,800	4,800	8,700	11,200
29~32	3,900	5,100	9,000	11,300
33~36	4,100	5,400	9,200	11,500
37~40	4,300	5,600	9,400	11,700
41~44	4,500	6,000	9,700	
45~48	4,600	6,300	9,900	
49~52	4,800	6,500	10,100	
53~56	4,900	6,900	10,200	
57~60	5,100	7,200	10,400	
61~64	5,300	7,500	10,600	
65~68	5,400	7,700	10,700	
69~72	5,600	7,900	10,800	
73~76	5,700	8,100	10,900	
77~80	5,900	8,300	11,100	
81~84	6,000	8,500		
85~88	6,100	8,700		
89~92	6,300	8,900		
93~96	6,400	9,100		
97~100	6,500	9,300		
101~104	6,600	9,400		
105~108	6,700	9,600		
109~112	6,700	9,700		
113~116	6,800	9,800		
117~120	6,900	10,000		
121~124	6,900	10,100		
125~128	7,000	10,200		
129~132	7,100	10,200		
133~136	7,200	10,300		
137~140	7,200	10,400		

141～144	7,300	10,400		
145～148	7,400	10,400		
149～153	7,500			

(2) 教育職本給表 (三) の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1～4	2,900	3,100	6,200	9,900
5～8	3,000	3,300	6,400	10,100
9～12	3,100	3,500	6,700	10,400
13～16	3,200	3,600	7,100	10,600
17～20	3,400	3,800	7,400	10,800
21～24	3,600	4,100	7,600	11,000
25～28	3,800	4,200	7,900	11,200
29～32	3,900	4,400	8,100	11,300
33～36	4,100	4,600	8,300	11,500
37～40	4,300	4,800	8,600	11,700
41～44	4,500	5,100	8,700	
45～48	4,600	5,400	9,000	
49～52	4,800	5,600	9,200	
53～56	4,900	6,000	9,400	
57～60	5,100	6,300	9,700	
61～64	5,300	6,500	9,900	
65～68	5,400	6,900	10,100	
69～72	5,600	7,200	10,200	
73～76	5,700	7,500	10,400	
77～80	5,900	7,700	10,600	
81～84	6,000	7,900	10,700	
85～88	6,100	8,100	10,800	
89～92	6,300	8,300	10,900	
93～96	6,400	8,500	11,100	
97～100	6,500	8,700		
101～104	6,600	8,900		
105～108	6,700	9,100		
109～112	6,700	9,300		

113～116	6,800	9,400		
117～120	6,900	9,600		
121～124	6,900	9,700		
125～128	7,000	9,800		
129～132		10,000		
133～136		10,100		
137～144		10,200		
145～148		10,300		
149～157		10,400		

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成29年3月1日から施行する。  
(平成28年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 平成28年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の85」とあるのは、「100分の90」と、「100分の105」とあるのは、「100分の110」と、「100分の40」とあるのは、「100分の42.5」とする。
- 平成28年12月月に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	150%	125%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	128.5%	103%
勤務成績が良好な職員	107%	87%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	98%	78.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	81%	67%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	57.5%	55%

就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	34%	43%
----------------------------------	-----	-----

イ 再雇用職員

区分	割合	
	12月期	
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	47.5%	
勤務成績が良好な職員	41%	
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	37.5%	
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	34.5%	
就業規則第72条第2項2号の規定による減給処分を受けた職員	29%	
就業規則第72条第2項3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22.5%	

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成28年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、平成28年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成29年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者（以下「教（一）5級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親

族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、第5項中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日(郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。)とする。」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日(郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。)とする。(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般(一)9級以上職員以外の職員から般(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これら



の日は」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者（以下「教（一）5級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし

書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級」とあるのは「一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上」と、「教（一）5級職員等」とあるのは「般（一）8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（般（一）9级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9级以上職員から般（一）9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び般（一）9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（般（一）9级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9级以上職員から般（一）9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9级以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般（一）9级以上職員以外の職員から般（一）9级以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9级以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「教（一）5級職員等が教（一）5級職員等及び般（一）9级以上職員」とあるのは「般（一）8级以上職員等が般（一）8级以上職員等」と、同項第6号中「教（一）5級職員等及び般（一）9级以上職員」とあるのは「般（一）8级以上職員等」と、「が教（一）5級職員等」とあるのは「が般（一）8级以上職員等」とする。

（休職者の給与に関する経過措置）

- 5 第33条第2項及び第3項の規定は、この規程の施行日の前日に、就業規則第12条第1項第1号により休職とされた職員及び特定病気休暇中である職員（引き続く病気休職の期間を含む）の引き続くその期間については、適用しない。

#### 附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第3条、第18条の2及び第21条の改正規定は平成29年10月6日から適用する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第38条の改正規程は平成29年10月6日から適用する。

(平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 2 平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」と、「100分の110」とあるのは、「100分の115」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。
- 3 平成29年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	157%	132.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	134.5%	109%
勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第73条の規定による訓告又は は嚴重注意を受けた職員	102.5%	83%
就業規則第72条第2項第1号の規定による 譴責処分を受けた職員	84.5%	71%
就業規則第72条第2項第2号の規定による 減給処分を受けた職員	60%	58.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による 出勤停止処分を受けた職員	35.5%	45.5%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	50.5%
勤務成績が良好な職員	43.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	40%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	36.5%
就業規則第72条第2項2号の規定による減給処分を受けた職員	30.5%
就業規則第72条第2項3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	24%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについて

は、平成29年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規定を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、平成29年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。

- 5 前項の規定については、平成30年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。  
(平成30年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成30年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の92.5」とあるのは、「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは、「100分の115」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。
- 3 平成30年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	157%	132.5%
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	134.5%	109%
勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	102.5%	83%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	84.5%	71%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	60%	58.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35.5%	45.5%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12月期

勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	53.5%
勤務成績が良好な職員	46%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	42.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	38.5%
就業規則第72条第2項2号の規定による減給処分を受けた職員	32.5%
就業規則第72条第2項3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	25.5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、平成30年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成31年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続き他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。  
(住居手当に関する経過措置)
- 2 第15条の改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員（本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額（以下「旧手当額」という。））から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
  - (1) 改正後の第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(令和元年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 3 令和元年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは、「100分の117.5」とする。
- 4 令和元年12月月に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)アの表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	160.5%	136%
勤務成績が優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	137.5%	112%
勤務成績が良好な職員	114.5%	94.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	100%	81%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	82.5%	69%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	59%	56.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35%	44%

(一時金の支給)

- 5 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成31年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に第15条の改正を除く新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、令和元年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 6 前項の規定については、令和2年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。  
(令和2年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和2年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の10

5] とする。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。  
(令和4年6月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和4年6月期の期末手当の取扱いについては、学校教育学類附属の幼稚園に勤務する教育職本給表（三）適用教員にあっては、第30条第2項表中「100分の120」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。  
(令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の100」とあるのは、「100分の105」と、「100分の120」とあるのは、「100分の125」と、「100分の47.5」とあるのは、「100分の50」とする。
- 3 令和4年12月月に支給する勤勉手当の成績率は、別表10（1）の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割 合	
	特定幹部職員	その他の職員

勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	169.5%	145.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区 分	割 合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	56%
勤務成績が良好な職員	48%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和4年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、令和4年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、令和5年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則



この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

本給表

(1) 一般職本給表

イ 一般職本給表(一)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700

20	174,0 00	230,9 00	261,1 00	300,5 00	329,3 00	358,0 00	406,9 00	446,9 00	507,5 00	558,6 00
21	175,3 00	232,2 00	262,7 00	302,4 00	331,0 00	359,9 00	408,8 00	448,7 00	508,7 00	559,5 00
22	177,8 00	233,8 00	264,4 00	304,5 00	333,1 00	361,8 00	410,6 00	450,2 00	510,1 00	
23	180,3 00	235,4 00	266,0 00	306,5 00	335,1 00	363,8 00	412,4 00	451,6 00	511,6 00	
24	182,8 00	236,9 00	267,6 00	308,6 00	337,2 00	365,7 00	414,3 00	453,1 00	513,1 00	
25	185,2 00	237,9 00	269,4 00	310,3 00	338,6 00	367,7 00	416,1 00	454,5 00	514,2 00	
26	186,9 00	239,4 00	271,2 00	312,4 00	340,5 00	369,6 00	417,6 00	455,8 00	515,3 00	
27	188,5 00	240,7 00	272,9 00	314,4 00	342,4 00	371,6 00	419,1 00	457,1 00	516,5 00	
28	190,2 00	241,9 00	274,6 00	316,4 00	344,3 00	373,6 00	420,7 00	458,3 00	517,7 00	
29	191,7 00	243,1 00	276,2 00	318,1 00	345,9 00	375,1 00	422,3 00	459,3 00	518,7 00	
30	193,4 00	244,1 00	277,9 00	320,1 00	347,8 00	376,9 00	423,6 00	460,0 00	519,6 00	
31	195,2 00	245,1 00	279,7 00	322,2 00	349,7 00	378,7 00	424,9 00	460,8 00	520,5 00	
32	196,9 00	246,1 00	281,2 00	324,3 00	351,5 00	380,3 00	426,1 00	461,5 00	521,4 00	
33	198,5 00	247,2 00	282,4 00	325,5 00	353,4 00	382,1 00	427,3 00	462,2 00	522,2 00	
34	199,9 00	248,1 00	284,1 00	327,5 00	355,2 00	383,5 00	428,6 00	463,0 00	523,1 00	
35	201,4 00	249,0 00	285,7 00	329,4 00	357,0 00	385,0 00	429,9 00	463,7 00	523,8 00	
36	202,9 00	250,0 00	287,4 00	331,5 00	358,7 00	386,6 00	431,1 00	464,3 00	524,3 00	
37	204,2 00	250,9 00	289,0 00	333,4 00	360,1 00	388,0 00	432,3 00	464,8 00	525,0 00	
38	205,5 00	252,2 00	290,7 00	335,3 00	361,4 00	389,2 00	433,1 00	465,4 00	525,6 00	
39	206,7 00	253,4 00	292,5 00	337,3 00	362,8 00	390,4 00	433,9 00	466,0 00	526,4 00	
40	208,0 00	254,7 00	294,3 00	339,2 00	364,2 00	391,5 00	434,7 00	466,6 00	527,0 00	
41	209,3 00	256,0 00	295,8 00	341,1 00	365,5 00	392,6 00	435,3 00	467,1 00	527,5 00	

42	210,6 00	257,4 00	297,5 00	343,0 00	366,4 00	393,8 00	436,0 00	467,6 00		
43	211,9 00	258,6 00	299,0 00	344,8 00	367,5 00	395,0 00	436,7 00	468,0 00		
44	213,2 00	259,8 00	300,6 00	346,7 00	368,6 00	396,1 00	437,4 00	468,3 00		
45	214,3 00	260,9 00	302,2 00	348,2 00	369,4 00	396,8 00	438,2 00	468,6 00		
46	215,6 00	262,1 00	303,9 00	349,6 00	370,3 00	397,5 00	439,0 00			
47	216,9 00	263,4 00	305,5 00	351,1 00	371,2 00	398,2 00	439,4 00			
48	218,2 00	264,5 00	307,2 00	352,6 00	372,1 00	398,9 00	440,1 00			
49	219,2 00	265,6 00	308,1 00	354,2 00	373,0 00	399,5 00	440,6 00			
50	220,3 00	266,6 00	309,6 00	355,0 00	373,8 00	400,1 00	441,0 00			
51	221,3 00	267,8 00	311,1 00	356,2 00	374,6 00	400,6 00	441,4 00			
52	222,3 00	268,9 00	312,7 00	357,2 00	375,4 00	401,0 00	441,8 00			
53	223,3 00	269,9 00	314,3 00	358,1 00	376,1 00	401,4 00	442,2 00			
54	224,2 00	270,9 00	315,9 00	359,2 00	376,8 00	401,7 00	442,6 00			
55	225,1 00	272,0 00	317,5 00	360,1 00	377,5 00	402,0 00	443,0 00			
56	226,0 00	273,1 00	319,0 00	361,2 00	378,2 00	402,3 00	443,3 00			
57	226,3 00	274,0 00	320,5 00	362,1 00	378,7 00	402,6 00	443,6 00			
58	227,1 00	275,0 00	321,7 00	362,8 00	379,3 00	402,9 00	444,0 00			
59	227,8 00	275,9 00	322,9 00	363,5 00	379,9 00	403,2 00	444,3 00			
60	228,5 00	277,0 00	324,1 00	364,2 00	380,6 00	403,5 00	444,6 00			
61	229,2 00	278,1 00	324,8 00	364,6 00	381,0 00	403,8 00	444,9 00			
62	230,0 00	279,1 00	325,7 00	365,2 00	381,7 00	404,1 00				
63	230,7 00	280,0 00	326,5 00	365,9 00	382,3 00	404,4 00				

64	231,3 00	281,0 00	327,3 00	366,6 00	382,9 00	404,7 00				
65	231,9 00	281,5 00	328,2 00	366,9 00	383,3 00	405,0 00				
66	232,5 00	282,4 00	328,6 00	367,6 00	383,9 00	405,3 00				
67	233,1 00	283,1 00	329,3 00	368,3 00	384,5 00	405,6 00				
68	233,8 00	284,0 00	330,1 00	369,0 00	385,1 00	405,9 00				
69	234,5 00	285,0 00	330,9 00	369,3 00	385,5 00	406,1 00				
70	235,1 00	285,8 00	331,6 00	369,9 00	386,0 00	406,4 00				
71	235,6 00	286,6 00	332,3 00	370,6 00	386,5 00	406,7 00				
72	236,3 00	287,4 00	333,0 00	371,2 00	387,1 00	407,0 00				
73	237,0 00	288,2 00	333,5 00	371,5 00	387,4 00	407,2 00				
74	237,6 00	288,7 00	334,1 00	372,1 00	387,8 00	407,5 00				
75	238,2 00	289,1 00	334,6 00	372,8 00	388,2 00	407,8 00				
76	238,7 00	289,6 00	335,2 00	373,4 00	388,6 00	408,0 00				
77	239,3 00	289,8 00	335,5 00	373,8 00	388,9 00	408,2 00				
78	240,0 00	290,1 00	336,0 00	374,3 00	389,2 00	408,5 00				
79	240,7 00	290,3 00	336,4 00	374,9 00	389,5 00	408,8 00				
80	241,2 00	290,7 00	336,9 00	375,4 00	389,8 00	409,0 00				
81	241,7 00	290,9 00	337,3 00	375,9 00	390,0 00	409,2 00				
82	242,3 00	291,1 00	337,8 00	376,5 00	390,3 00	409,5 00				
83	242,9 00	291,5 00	338,3 00	377,0 00	390,6 00	409,8 00				
84	243,4 00	291,8 00	338,8 00	377,3 00	390,8 00	410,0 00				
85	243,9 00	292,1 00	339,1 00	377,7 00	391,0 00	410,2 00				

86	244,5 00	292,4 00	339,5 00	378,2 00	391,3 00					
87	245,1 00	292,7 00	340,0 00	378,6 00	391,6 00					
88	245,6 00	293,1 00	340,4 00	379,0 00	391,8 00					
89	246,1 00	293,4 00	340,7 00	379,4 00	392,0 00					
90	246,6 00	293,8 00	341,1 00	379,9 00	392,3 00					
91	246,9 00	294,1 00	341,6 00	380,3 00	392,6 00					
92	247,3 00	294,5 00	342,0 00	380,7 00	392,8 00					
93	247,6 00	294,7 00	342,2 00	381,0 00	393,0 00					
94		294,9 00	342,6 00							
95		295,2 00	343,1 00							
96		295,6 00	343,5 00							
97		295,8 00	343,7 00							
98		296,1 00	344,1 00							
99		296,5 00	344,5 00							
100		296,9 00	344,8 00							
101		297,1 00	345,1 00							
102		297,4 00	345,5 00							
103		297,8 00	345,9 00							
104		298,1 00	346,3 00							
105		298,3 00	346,8 00							
106		298,6 00	347,2 00							
107		299,0 00	347,6 00							

108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再雇用	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ロ 一般職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500

4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600

42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	



80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		

118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再雇用職員	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 自動車運転手、調理師、動物飼育員、実験助手、作業員及び看護助手の業務に従事する者に適用する。

(2) 教育職本給表

イ 教育職本給表(一)その1

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500
9	195,500	237,600	301,600	349,800	424,200
10	198,000	240,000	304,000	352,500	426,700
11	200,700	242,400	306,400	355,200	429,000
12	203,300	244,800	308,900	358,200	431,300

13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600
21	220,400	268,300	326,300	377,600	450,700
22	222,300	271,300	328,700	379,400	453,000
23	224,200	274,200	330,900	380,900	455,400
24	226,100	277,100	333,300	382,100	457,700
25	227,900	279,700	335,300	383,500	459,700
26	230,000	282,300	337,300	385,300	461,900
27	232,100	284,800	339,400	387,100	464,000
28	234,200	287,400	341,800	389,000	466,200
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500
39	254,700	311,400	362,500	406,900	489,400
40	256,200	312,800	364,400	408,400	491,300
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
45	263,800	316,800	373,600	415,300	500,700
46	265,300	317,800	375,400	416,900	502,500
47	266,900	318,600	376,900	418,300	504,300
48	268,200	319,600	378,700	419,900	506,200
49	269,600	320,400	380,200	421,300	507,900
50	270,100	321,300	381,800	422,600	509,600

51	270,600	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,300	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,800	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,700	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,600	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,500	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	282,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	283,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,000	349,800	415,600	451,800	
83	296,900	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,300	352,400	416,600	453,100	
86	299,100	353,000	417,000	453,500	
87	299,900	353,600	417,400	453,900	
88	300,800	354,200	417,800	454,200	

89	301,400	354,800	418,100	454,500	
90	302,000	355,200	418,500	454,900	
91	302,700	355,600	418,900	455,300	
92	303,300	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,600	357,000	419,900	456,300	
95	305,200	357,500	420,200	456,600	
96	305,800	358,000	420,500	456,900	
97	306,500	358,600	420,800	457,200	
98	307,100	359,100	421,200	457,600	
99	307,700	359,500	421,500	457,900	
100	308,300	360,000	421,800	458,200	
101	308,700	360,400	422,100	458,500	
102	309,000	360,900	422,500		
103	309,300	361,200	422,800		
104	309,700	361,700	423,100		
105	310,000	362,200	423,400		
106	310,400	362,600	423,800		
107	310,700	363,100	424,100		
108	311,000	363,600	424,400		
109	311,400	364,000	424,700		
110	311,700	364,500	425,000		
111	312,100	365,000	425,300		
112	312,500	365,400	425,600		
113	312,800	365,800	425,900		
114	313,200	366,200	426,200		
115	313,500	366,700	426,500		
116	313,800	367,100	426,800		
117	314,000	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,600	369,500			
123	316,000	370,000			
124	316,400	370,300			
125	316,600	370,700			
126	316,800	371,200			

127	317,100	371,700			
128	317,500	372,100			
129	317,700	372,500			
130	318,000	373,000			
131	318,400	373,500			
132	318,600	374,000			
133	318,800	374,500			
134	319,100	375,000			
135	319,500	375,500			
136	319,700	376,000			
137	319,900	376,500			
138	320,100	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	321,000	378,500			
142	321,300				
143	321,600				
144	321,900				
145	322,300				
146	322,600				
147	322,800				
148	323,100				
149	323,500				
150	323,800				
151	324,100				
152	324,300				
153	324,600				
154	324,900				
155	325,200				
156	325,500				
157	325,700				
再雇用職員	235,600	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 教授，准教授，講師，助教及び助手に適用する。

イ 教育職本給表(一)その2

号給	本給月額	大学卒業後の経験年数
1	329,000	0年以上～2年未満
2	370,000	2年以上～7年未満

3	410,000	7年以上～12年未満
4	447,000	12年以上～19年未満
5	483,000	19年以上～26年未満
6	520,000	26年以上～32年未満
7	545,000	32年以上

備考 外国人研究員に適用する。

大学卒業後の経験年数の算出については、別に定める。

ロ 教育職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級
1	164,400	207,400	332,200	416,900
2	165,900	209,100	334,400	418,700
3	167,400	210,700	336,500	420,500
4	168,900	212,400	338,500	422,200
5	170,500	214,200	340,600	423,700
6	172,400	215,800	342,400	425,200
7	174,200	217,500	344,200	427,100
8	176,000	219,100	345,800	429,000
9	177,700	220,900	347,500	430,800
10	179,800	222,800	349,600	432,600
11	181,800	224,700	351,700	434,500
12	183,700	226,600	353,800	436,300
13	185,600	228,100	355,900	438,000
14	187,700	230,100	357,900	439,900
15	189,800	232,100	359,900	441,700
16	191,900	234,100	361,900	443,600
17	194,100	235,900	363,500	445,300
18	196,400	238,600	365,400	447,100
19	198,900	241,300	367,200	448,900
20	201,200	244,000	369,200	450,700
21	203,600	246,600	370,800	452,300
22	205,200	249,400	372,700	454,000
23	206,900	252,000	374,500	455,900
24	208,600	254,700	376,400	457,600
25	210,100	257,000	377,700	459,300
26	211,600	259,400	379,500	460,900
27	213,300	261,900	381,300	462,500
28	214,900	264,100	383,200	464,000
29	216,400	266,600	385,000	465,500
30	218,100	268,900	386,900	466,800

31	219,800	271,100	388,800	468,100
32	221,500	273,200	390,800	469,400
33	222,900	275,300	392,500	470,600
34	224,700	277,500	394,200	471,300
35	226,500	279,600	395,800	472,000
36	228,200	281,500	397,600	472,700
37	229,700	283,800	398,800	473,300
38	231,500	285,500	400,300	
39	233,300	287,400	401,700	
40	235,100	289,200	403,100	
41	236,800	290,600	404,800	
42	238,500	292,700	406,200	
43	240,100	294,700	407,500	
44	241,700	296,900	409,000	
45	242,900	298,900	410,600	
46	244,200	301,300	411,900	
47	245,500	303,500	413,400	
48	246,600	306,100	415,000	
49	247,900	308,300	416,700	
50	249,300	310,700	418,100	
51	250,500	313,000	419,700	
52	251,900	315,200	421,200	
53	253,000	317,300	422,900	
54	254,200	319,100	424,400	
55	255,500	320,700	426,000	
56	256,500	322,300	427,600	
57	257,800	324,200	429,100	
58	258,500	326,300	430,600	
59	259,600	328,400	431,800	
60	260,600	330,400	433,000	
61	261,700	332,500	434,200	
62	262,600	334,600	435,500	
63	263,700	336,800	436,800	
64	264,500	339,000	438,000	
65	265,800	340,700	439,200	
66	267,200	342,900	440,400	
67	268,600	344,900	441,600	
68	270,200	347,100	442,800	



69	271,500	348,900	444,000	
70	272,800	350,800	445,200	
71	274,100	352,800	446,400	
72	275,400	354,800	447,600	
73	276,400	356,400	448,700	
74	277,600	358,300	449,300	
75	278,900	360,100	449,800	
76	279,900	362,000	450,300	
77	280,800	363,800	450,800	
78	281,800	365,500		
79	282,800	367,200		
80	283,800	368,800		
81	284,900	370,300		
82	286,100	371,800		
83	287,300	373,300		
84	288,500	374,700		
85	289,500	375,800		
86	290,600	377,200		
87	291,600	378,600		
88	292,800	379,900		
89	293,900	381,200		
90	295,000	382,500		
91	296,200	383,700		
92	297,400	385,000		
93	297,900	386,300		
94	298,900	387,400		
95	300,000	388,700		
96	301,200	389,900		
97	302,200	391,300		
98	303,300	392,300		
99	304,300	393,400		
100	305,400	394,400		
101	306,300	395,300		
102	307,400	396,300		
103	308,500	397,400		
104	309,500	398,500		
105	310,100	399,200		
106	311,000	400,100		

107	311,800	401,000		
108	312,600	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		
117	317,400	408,500		
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		

145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再雇用職員	234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- (1) 学校教育学類附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が3級である者の本給月額，この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職本給表(三)

号給	1級	2級	3級	4級
1	164,400	180,200	296,000	406,700
2	165,900	182,300	298,600	408,200
3	167,400	184,400	301,400	409,700
4	168,900	186,600	303,800	411,200
5	170,500	188,600	306,300	412,600
6	172,400	190,600	308,400	414,000
7	174,200	192,700	310,700	415,500
8	176,000	194,800	312,800	417,100
9	177,700	197,000	314,900	418,500
10	179,800	199,600	317,200	419,900
11	181,800	202,200	319,600	421,300
12	183,700	204,800	322,100	422,600
13	185,600	207,400	324,500	423,900
14	187,700	209,100	326,400	425,300
15	189,800	210,700	328,300	426,700
16	191,900	212,400	330,400	428,100
17	194,100	214,200	332,200	429,300
18	196,400	215,800	334,400	430,600
19	198,900	217,500	336,500	431,800
20	201,200	219,100	338,500	433,100
21	203,600	220,900	340,600	434,200

22	205,200	222,800	342,400	435,400
23	206,900	224,700	344,200	436,700
24	208,600	226,600	345,800	438,000
25	210,100	228,100	347,500	439,300
26	211,500	230,100	349,300	440,500
27	213,100	232,100	351,200	441,500
28	214,600	234,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	354,900	443,800
30	218,000	238,600	356,700	444,600
31	219,700	241,300	358,400	445,400
32	221,400	244,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	361,600	447,200
34	224,400	249,400	363,300	447,700
35	226,100	252,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	366,600	448,700
37	229,100	257,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	370,000	
39	232,500	261,900	371,300	
40	234,200	264,100	372,900	
41	235,800	266,600	374,000	
42	237,500	268,900	375,400	
43	239,100	271,100	376,800	
44	240,700	273,200	378,300	
45	242,300	275,300	379,700	
46	243,800	277,500	381,300	
47	245,100	279,600	382,900	
48	246,400	281,500	384,400	
49	247,500	283,800	385,800	
50	248,800	285,500	387,300	
51	250,200	287,400	388,800	
52	251,300	289,200	390,200	
53	252,400	290,600	391,400	
54	253,800	292,700	392,700	
55	254,800	294,700	393,800	
56	255,800	296,900	394,900	
57	257,000	298,900	396,300	
58	258,000	301,300	397,500	
59	259,100	303,500	398,700	

60	260, 100	306, 100	400, 000	
61	261, 300	308, 300	401, 200	
62	262, 000	310, 700	402, 200	
63	262, 900	313, 000	403, 600	
64	263, 500	315, 200	404, 900	
65	264, 500	317, 300	406, 100	
66	265, 900	319, 100	407, 200	
67	267, 000	320, 700	408, 400	
68	268, 300	322, 300	409, 500	
69	269, 800	324, 200	410, 500	
70	271, 300	326, 300	411, 700	
71	272, 600	328, 400	412, 900	
72	274, 000	330, 400	414, 100	
73	274, 800	332, 500	414, 700	
74	275, 800	334, 600	415, 500	
75	277, 000	336, 800	416, 200	
76	278, 000	339, 000	416, 700	
77	279, 200	340, 700	417, 000	
78	280, 200	342, 600	417, 400	
79	281, 400	344, 300	417, 800	
80	282, 300	346, 100	418, 200	
81	283, 500	347, 900	418, 500	
82	284, 300	349, 700	418, 900	
83	285, 300	351, 100	419, 300	
84	286, 300	352, 900	419, 600	
85	287, 200	354, 100	419, 900	
86	288, 100	355, 700	420, 300	
87	288, 800	357, 200	420, 700	
88	289, 800	358, 700	421, 000	
89	290, 800	360, 000	421, 300	
90	291, 700	361, 300	421, 600	
91	292, 600	362, 700	421, 900	
92	293, 400	364, 100	422, 100	
93	293, 700	365, 600	422, 300	
94	294, 400	366, 900		
95	295, 100	368, 200		
96	295, 900	369, 400		
97	296, 700	370, 400		

98	297,500	371,400		
99	298,300	372,400		
100	299,000	373,400		
101	299,900	374,300		
102	300,400	375,300		
103	300,900	376,300		
104	301,400	377,300		
105	301,600	378,100		
106	302,000	379,000		
107	302,300	379,900		
108	302,500	380,900		
109	302,700	381,700		
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		

136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		
再雇用職員	225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- (1) 学校教育学類附属の幼稚園，小学校及び中学校に勤務する校長，園長，教頭，主幹教諭，教諭及び養護教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が3級である者の本給月額，この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(3) 医療職本給表

イ 医療職本給表(一)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300

8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	



46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			

84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					
再雇用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 薬剤師，栄養士，診療放射線技師，臨床検査技師，衛生検査技師，病理細菌技術職員，臨床工学技士，視能訓練士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，救急救命士及びその他医療技術職員に適用する。

ロ 医療職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700

3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600

41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		

79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				

117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						

155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再雇用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 保健師，助産師，看護師及び准看護師に適用する。

別表第2(第6条関係)

初任給基準表

(1) 一般職本給表(一)初任給基準表

選考		学歴免許等	初任給
採用試験	国立大学 法人等職員採用試験又は国家公務員採用一般職試験(大卒)	大学卒	1級25号給
	国家公務員採用一般職試験(高卒)	高校卒	1級5号給
その他		高校卒	1級1号給

(2) 一般職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号給
	中学卒	1級9号給

(3) 教育職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

助教 助手	博士課程修了(大学6卒後の4年の課程に限る。)	2級37号給
	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	2級13号給
	大学卒	2級1号給

(4) 教育職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 主幹教諭	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
養護教諭	大学卒	2級1号給
栄養教諭	短大卒	1級9号給

(5) 教育職本給表(三)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 主幹教諭	博士課程修了	2級43号給
	修士課程修了	2級25号給
養護教諭	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級1号給

(6) 医療職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給
栄養士	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
診療放射線技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
衛生検査技師	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
臨床工学技士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給



歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校4卒	1級7号給
歯科技工士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
救急救命士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
その他	高校卒	1級1号給

(7) 医療職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級11号給
保健師	短大3卒	2級5号給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第3 削除

別表第4(第9条関係)

昇給号給数表

(1) 教育職本給表(一)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
特定職員(55歳未満の者)	8	6	3	2	0
一般職員(特定職員以外の職員で55歳未満の者)	8	6	4	2	0
55歳以上60歳未満の職員	4	3	2	1	0
60歳以上の職員	2	1	0	0	0

備考 表中の「55歳未満」及び「60歳未満」とは、当該年齢の誕生日が昇給日後のものを、「55歳以上」及び「60歳以上」とは、当該年齢の誕生日が昇給日以前のものをいう。(以下の(2)及び(3)の年齢において準用する。)

(2) 教育職本給表(一)以外(一般職本給表(二)を除く。)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)

特定職員(55歳未満の者)	8	6	3	2	0
一般職員(特定職員以外の職員で55歳未満の者)	8	6	4	2	0
55歳以上57歳未満の職員	4	3	2	1	0
57歳以上の職員	2	1	0	0	0

(3) 一般職本給表(二)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
57歳未満の職員	8	6	4	2	0
57歳以上の職員	2	1	0	0	0

別表第5(第13条関係)  
管理職手当額表

職務区分	本給表	金額(円)	備考
I種	般(一)	94,000	ただし、再雇用職員にあつては、79,800円とする。
	教(一)	107,000	
	医(二)	88,000	ただし、再雇用職員にあつては、75,800円とする。
II種	般(一)	73,000	ただし、再雇用職員にあつては、56,200円とする。
	教(一)	94,000	
	教(二)	74,000	
	教(三)	71,000	
	医(一)	69,000	ただし、再雇用職員にあつては、51,000円とする。
	医(二)	69,000	ただし、再雇用職員にあつては、51,000円とする。
III種	般(一)	62,000	ただし、再雇用職員にあつては、56,200円とする。
	教(一)	80,000	
	教(二)	68,000	
	教(三)	65,000	
	医(二)	59,000	ただし、再雇用職員にあつては、44,200円とする。

IV種	般(一)	50,000	ただし，再雇用職員にあつては，36,900円とする。
	教(一)	60,000	
	教(二)	57,000	
		33,000	教職調整額受給者
	教(三)	54,000	
		33,000	教職調整額受給者
V種	教(一)	50,000	
VI種	教(一)	40,000	
VII種	教(一)	30,000	

別表第6(第24条関係)  
適用区分表及び調整基本額表

(1) 適用区分表

職員区分	調整数
① 教授，准教授，講師(常勤の者に限る。)又は助教で大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち，大学院研究科の博士課程後期を担当する者で主任として学生(医学を履修する4年の博士課程にあつては5人以上，それ以外にあつては4人以上)に対する研究指導に従事するもの	3
② 大学院担当教員のうち，主任として学生に対する研究指導に従事する者(前号に掲げる者を除く。)	2
③ 大学院担当教員のうち，大学院研究科において，講義，演習，実験・実習を年度を通じて併せて2単位以上担当する者	1
④ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教	1
⑤ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者(附属病院の職員を除く。)	1
⑥ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを主たる職務内容とする職員(附属病院の職員及び教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑧ 特別支援学校に勤務する主幹教諭，教諭及び養護教諭(授業を担当し，幼児，児童又は生徒に直接接することを常態とする教頭を含む。)	1
⑨ 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら収容する病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手(一般職(二)本給表適用者に限る。)	3
⑩ 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)，副看護師長，看護師，准看護師及び看護助手(医療職(二)本給表適用者に限る。)	2

⑪ 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
⑫ 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及びその助手	2
⑬ 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及びその業務補助を行うことを常例とする診療放射線技術者助手	2
⑭ 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長、副看護師長、看護師、准看護師、助産師及び看護助手	1
⑮ 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
⑯ 受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあつては、診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命じられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員	1
⑰ 患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とする医療ソーシャルワーカー	1
⑱ 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2

(2) 調整基本額表

イ 一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 一般職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ハ 教育職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

ニ 教育職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,200円
4級	13,100円

ホ 教育職本給表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	11,000円
3級	11,800円
4級	12,700円

へ 医療職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ト 医療職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円

6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7(第25条関係)

初任給調整手当

期間の区分	金額
1年未満	50,800円
1年以上2年未満	50,800円
2年以上3年未満	50,800円
3年以上4年未満	50,800円
4年以上5年未満	50,800円
5年以上6年未満	50,800円
6年以上7年未満	49,000円
7年以上8年未満	47,200円
8年以上9年未満	45,400円
9年以上10年未満	43,600円
10年以上11年未満	41,800円
11年以上12年未満	40,000円
12年以上13年未満	38,200円
13年以上14年未満	36,400円
14年以上15年未満	35,000円
15年以上16年未満	33,600円
16年以上17年未満	32,200円
17年以上18年未満	30,800円
18年以上19年未満	29,400円
19年以上20年未満	28,000円
20年以上21年未満	26,600円
21年以上22年未満	26,000円
22年以上23年未満	25,400円
23年以上24年未満	24,400円
24年以上25年未満	23,800円
25年以上26年未満	23,200円
26年以上27年未満	22,600円
27年以上28年未満	22,000円
28年以上29年未満	21,200円
29年以上30年未満	20,900円
30年以上31年未満	20,500円
31年以上32年未満	19,900円
32年以上33年未満	19,000円

33年以上34年未満	18,100円
34年以上35年未満	17,400円

別表第8(第26条関係)

義務教育等教員特別手当

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

級 ＼ 号給	1級	2級	3級	4級
1～4	2,000	2,500	5,100	6,800
5～8	2,000	2,600	5,200	6,900
9～12	2,100	2,800	5,400	7,100
13～16	2,200	2,900	5,500	7,200
17～20	2,300	3,000	5,700	7,400
21～24	2,400	3,200	5,900	7,500
25～28	2,600	3,300	6,000	7,600
29～32	2,700	3,500	6,100	7,700
33～36	2,800	3,700	6,300	7,900
37～40	2,900	3,800	6,400	8,000
41～44	3,100	4,100	6,600	
45～48	3,200	4,300	6,800	
49～52	3,300	4,500	6,900	
53～56	3,400	4,800	7,000	
57～60	3,500	4,900	7,100	
61～64	3,600	5,100	7,200	
65～68	3,700	5,300	7,300	
69～72	3,800	5,400	7,400	
73～76	3,900	5,500	7,500	
77～80	4,000	5,600	7,500	
81～84	4,100	5,800		
85～88	4,100	5,900		
89～92	4,200	6,100		
93～96	4,300	6,200		
97～100	4,400	6,300		
101～104	4,400	6,400		
105～108	4,500	6,500		
109～112	4,500	6,600		
113～116	4,600	6,700		
117～120	4,700	6,800		

121～124	4,700	6,900		
125～128	4,800	6,900		
129～132	4,900	6,900		
133～136	4,900	7,000		
137～140	4,900	7,100		
141～144	5,000	7,100		
145～148	5,100	7,100		
149～153	5,100			

(2) 教育職本給表(三)の適用を受ける者  
(単位：円)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1～4	2,000	2,100	4,200	6,800
5～8	2,000	2,300	4,400	6,900
9～12	2,100	2,400	4,500	7,100
13～16	2,200	2,500	4,900	7,200
17～20	2,300	2,600	5,100	7,400
21～24	2,400	2,800	5,200	7,500
25～28	2,600	2,900	5,400	7,600
29～32	2,700	3,000	5,500	7,700
33～36	2,800	3,200	5,700	7,900
37～40	2,900	3,300	5,900	8,000
41～44	3,100	3,500	6,000	
45～48	3,200	3,700	6,100	
49～52	3,300	3,800	6,300	
53～56	3,400	4,100	6,400	
57～60	3,500	4,300	6,600	
61～64	3,600	4,500	6,800	
65～68	3,700	4,800	6,900	
69～72	3,800	4,900	7,000	
73～76	3,900	5,100	7,100	
77～80	4,000	5,300	7,200	
81～84	4,100	5,400	7,300	
85～88	4,100	5,500	7,400	
89～92	4,200	5,600	7,500	
93～96	4,300	5,800	7,500	
97～100	4,400	5,900		
101～104	4,400	6,100		



105～108	4,500	6,200		
109～112	4,500	6,300		
113～116	4,600	6,400		
117～120	4,700	6,500		
121～124	4,700	6,600		
125～128	4,800	6,700		
129～132		6,800		
133～144		6,900		
145～148		7,000		
149～157		7,100		

別表第9(第30条関係)

期末手当

(1) 役職段階別加算

1) 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職(一)	10級・9級・8級の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級の職員	100分の5
	3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

2) 教育職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
教育職(一)	5級の職員	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	4級の職員	100分の10(別に定める職員にあっては100分の15)
	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職(二)	4級の職員	100分の15
教育職(三)	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の10(別に定める職員に限る。) 100分の5

3) 医療職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
医療職(一)	8級・7級・6級の職員	100分の15

	5級の職員	100分の10
	4級・3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(二)	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

(2) 管理職の地位にある職員の本給月額割増率

1) 一般職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
一般職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分I種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10

2) 教育職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
教育職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分I種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10

3) 医療職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
医療職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10
医療職(二)	管理職手当支給細則第2条の区分I種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

別表第10(第31条関係)

勤勉手当

(1) 成績率

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合
----	----

	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	162.5%	138%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	139%	113.5%
勤務成績が良好な職員	116%	96%
就業規則第73条の規定による訓告又は 嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による 譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による 減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による 出勤停止処分を受けた職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区分	割合	
	6月期	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	53%	53%
勤務成績が良好な職員	45.5%	45.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は 嚴重注意を受けた職員	35%	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による 譴責処分を受けた職員	30%	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による 減給処分を受けた職員	25%	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による 出勤停止処分を受けた職員	20%	20%

(2) 勤務期間別支給割合

勤務期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30

1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0